

検討会議の運営方法について（事務局案）

1. 定足数

これからの中野の教育検討会議（以下「検討会議」という）は、定足数を設けないが、委員の半数以上の出席を開会の目途とする。

2. 傍聴

検討会議は、これを原則公開し、傍聴を希望するものにはこれを認める。ただし、会場の収容能力の関係上、傍聴人数を制限する。

なお、傍聴できない者及び禁止行為については、下記のとおりとし、会議の進行を妨げるような行為があった場合は、会長の判断により傍聴者を退室させることができる。

（傍聴できない者）

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) ビラ、プラカード、旗の類を所持している者
- (5) 上記のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者

（禁止行為）

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をすること。
- (4) 飲食をすること。
- (5) みだりに席をはなれること。
- (6) 上記のほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

3. 会議録について

- (1) 会議の内容は、ICレコーダーに録音し、会議録はこれを元に作成する。
- (2) 会議録は、要点筆記・発言者無記名として検討の論点がわかりやすいように事務局で作成する。
- (3) 作成した会議録は、各委員に配付し確認をいただいたうえ、教育委員会ホームページに掲載する。

4. その他

検討会議の運営にあたり、特に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度検討会議で協議して定める。